

奈良県立奈良南高等学校専攻科学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本校専攻科は、奈良県立奈良南高等学校専攻科(以下「専攻科」という)と称する。

(設置目的)

第2条 教育基本法、学校教育法に則り、高等学校を卒業した者、又文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、高度な専門教育を施すことを目的とする。

また、一人ひとりの個性の伸長と学力の向上を図り、地域社会に求められる有為で高度な知識、技術・技能を有する技術者を育成することを目的とする。

(所在地、課程及び学科)

第3条 専攻科の所在地並びに課程及び学科は、次のとおりとする。

所在地	課程名	学科名
吉野郡吉野町飯貝680	全日制	建築学科、土木学科

(修業年限)

第4条 専攻科の修業年限は、2年とする。

(生徒定員)

第5条 専攻科の生徒定員は、奈良県教育委員会(以下「委員会」という)の定めるところによる。

(教職員組織)

第6条 専攻科の教職員組織については、「奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則」等関係法規に示されるところによる。

第2章 学年、学期、休業日等

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬期休業日 12月24日から1月6日まで
- (5) 春期休業日 3月21日から4月7日まで

(6) 学校創立記念日 10月15日

(7) 前各号に掲げるもののほか、奈良県教育委員会教育長(以下「教育長」という)に届け出た日

(振替授業等)

第10条 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、休業日に授業をし、又は授業日に休業することができる。

(臨時休業日)

第11条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、学習評価、修了認定等

(教育課程及び授業時数)

第12条 教育課程及び授業時数は、校長が別に定める。

(単位の履修・認定)

第13条 校長は、生徒が教育課程に従って、教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標から見て満足できると認められるときは、その教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。

2 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目を履修し、修得しなければならない。また、授業時数の3分の2以上の出席があったものについては、その単位の履修を認定する。ただし、特別の事情あるときは、これによらないことができる。

(学習の評価)

第14条 生徒の学習の評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(教育課程の修了及び修了の認定)

第15条 校長は、生徒が所定の課程を修了したときは、修了を認定する。

(修了証書の様式)

第16条 修了証書は、第1号様式とする。

(授業日数及び出席日数)

第17条 各学年の授業日数は、1期に15週の授業を行うことを標準とする。

2 各学年の課程の修了についての必要事項は、校長が別に定める。

(原級留置)

第18条 校長は、生徒が学校の定める各学年の課程を修了したと認められないときは、当該生徒を原級に留めおくことができる。

第4章 入学、休学、退学

(入学資格)

第19条 専攻科に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の許可等)

第20条 専攻科の入学は、委員会の定める基準により行う入学者の選抜に基づき、校長がこれを

許可する。

- 2 入学の時期については、委員会が定める。
- 3 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第2号様式、第3号様式による誓約書に住民票写し又はこれに代わるものを添えて、校長に提出しなければならない。

(休学及び復学)

- 第21条 生徒が、病気その他のやむを得ない事由のため、休学しようとするときは、願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 校長は、前項の規定による願書の提出があった場合に、修学が困難と認められたときは、3年以上1年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
 - 3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保証人と連署した願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(退学及び再入学)

- 第22条 生徒が退学しようとするときは、保証人と連署した願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 病気その他やむを得ない事由により第2学年以上を途中で退学した者は、退学後2年を限度として再入学を願い出ることができる。
 - 3 校長は、前項の規定により再入学について願い出があったときは、別に定める基準により、再入学を許可することができる。

第5章 諸届・授業料等

(保証人が欠けたときの誓約書の提出等)

- 第23条 生徒は、保証人が欠けたときは、速やかに、これに代わる者を定め、第2号様式、第3号様式による誓約書を改めて校長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合を除くほか、保証人に異動が生じたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

(改姓又は死亡)

- 第24条 保証人は、生徒が改姓又は死亡したときは、直ちに校長に届け出なければならない。

(感染症発生時の処置)

- 第25条 生徒又はその同居者が学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症にかかり又はかかるおそれがあるときは、直ちに校長に届け出なければならない。
- 2 校長は、前項の規定による届け出があったときは、当該生徒に対し、出席停止を命ずることができる。

(長期欠席の届出)

- 第26条 生徒は、負傷又は疾病により7日間以上の期間にわたって欠席しようとするときは、第4号様式に医師の診断書を添付し、校長に届けなければならない。

(忌引の届出)

- 第27条 生徒は、忌引しようとするときは、第5号様式により校長に届け出なければならない。
- 2 忌引日数は、次のとおりとする。ただし、葬儀のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

- (1) 父母 7日
- (2) 祖父母・兄弟姉妹 3日
- (3) 曾祖父母・伯叔父母 1日

(諸証明書)

第28条 次の各号に掲げる証明書の交付を受けようとする者は、奈良県立学校証明手数料条例(昭和31年10月奈良県条例第48号)の定めるところにより、手数料を添えて校長に願い出なければならない。ただし、在校生については、手数料を徴収しない。

- (1) 修了証明書(修了見込証明を含む。)
- (2) 成績証明書(単位修得証明を含む。)
- (3) 在学証明書(在学した期間の証明を含む。)
- (4) 進学に関する証明書(調書を含む。)

(授業料等)

第29条 授業料及び入学料並びに入学考査料の額及び納付方法については、奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和28年3月奈良県条例第9号)による。

- 2 校長は、授業料を納期限内に完納しない者に対して、県の税外収入にかかる督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和31年4月奈良県条例第17号)の定める処置をとることができる。
- 3 校長は、長期にわたり授業料を滞納する生徒に対して、出席停止又は退学を命ずることができる。
- 4 学校教育活動のための実習費等諸費用については、別に定める。

(生徒証の交付)

第30条 生徒証は、専攻科の生徒となったときに交付する。

第6章 賞罰

(表彰)

第31条 校長は、他の生徒の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒処分)

第32条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 校長は、次の各号の一に該当する者に、退学を命ずることができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 この学則で定めるもののほか、懲戒処分についての必要事項は、校長が別に定める。

第7章 補則

(その他)

第33条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

[縦書]

第 号	割 印	年 月 日	あなたは本校が定めた専攻科〇〇学科の課程を修了したことを証します	校 印	修 了 証 書
	奈良県立奈良南高等学校長 氏 名 印			氏 名	

[横書]

修 了 証 書	
校印	氏 名
	年 月 日 生
あなたは本校が定めた専攻科〇〇学科の課程を 修了したことを証します	
年 月 日	
奈良県立奈良南高等学校長 氏 名 印	
割印	
第 号	

第2号様式

誓 約 書		
奈良県立奈良南高等学校長 殿		
私は、在学中諸規則を堅く守り学業に専念します。		
年	月	日
専攻科 () 学科 第 学年		
生徒氏名		
上記の者の身上に関する一切の責任について引受けます。		
年	月	日
保証人		現住所
		本人との関係
		氏名
		(印)

第3号様式

誓 約 書		
奈良県立奈良南高等学校長 殿		
生徒氏名		
上記の者の在学中に生じた入学料(奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和28年3月奈良県条例第9号)第7条に規定する額)及び授業料(同条例第2条に規定する額)の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。		
年	月	日
保証人		現住所
		本人との関係
		氏名
		(印)

第4号様式

欠席(欠課・遅刻・早退)届						
専攻科()		学科	第	学年		
生徒氏名					印	
上記の者	のため	月	日	(時限)から	月	日まで
欠席(欠課・遅刻・早退)するので届けます。						
年		月	日			
奈良県立奈良南高等学校長 殿						

第5号様式

忌 引 届						
専攻科()		学科	第	学年		
生徒氏名					印	
上記の者	の死亡ため	月	日から	月	日まで	
忌引するので届けます。						
年		月	日			
奈良県立奈良南高等学校長 殿						